

都市区分別にみた生活保護受給の実態について

関根美貴

家政教育講座

Household Receiving Welfare Benefits by City Group

Miki SEKINE

Department of Home Economics Education, Aichi University of Education, Kariya 448-8542 Japan

1. はじめに

本稿では、都市区分別に生活保護受給の実態について分析することを目的とする。

生活保護制度は、最低限度の生活の保障と自立の助長を図ることを目的とした公的扶助の中核であり、国民生活の最終的なセーフティ・ネットである。

人口に対する生活保護受給者数の割合を示す生活保護率は、現行の生活保護法施行直後の1952年度には、23.8%と高い水準にあったが、その後急激に低下し、1960年度には17.4%となった。その後も低下を続け、1975年度には12.1%となり、1985年度ごろまではほぼ横ばい状態を示していた。その後再び低下をはじめ、1995年度の7.0%を底に上昇に転じ、2006年度には11.8%と10%を大きく超えるまでになっている。

このような近年の生活保護率の推移や実態について分析を行った先行研究としては、城戸¹⁾、小淵²⁾などがあげられるが、都市区分に着目した実態の把握は、筆者の知る限り、あまり多くない。しかし図1-1からも明らかなように、生活保護率の推移は市部と郡部において大きな違いがみられる。

そこで本稿では、指定都市、中核市、市部（指定都市、中核市を除く）、郡部の区分を都市区分とし、区分ごとに生活保護受給の実態にどのような違いがみられ

るのか、またその背景にはどのようなことがあるのかを把握することを目的とする。このような分析を行うことは低所得に陥り生活保護受給にいたる原因を把握し、これを解決していく効果的な施策を講じていくために重要なことであると考えられるだろう。

2. 分析方法と資料

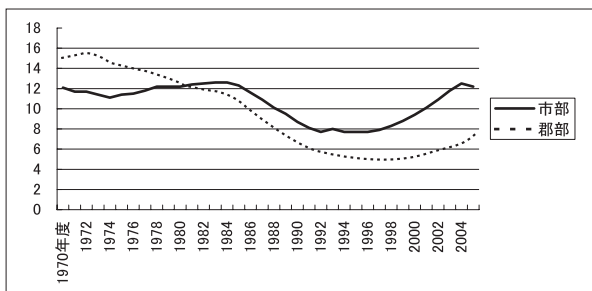
下記のような資料を用いて生活保護の被保護実人員数、被保護実世帯数及び構成比率等を都市区分別に求めた。

被保護実人員及び被保護実世帯の資料として主に厚生労働省「福祉行政報告例」を用いた。人口及び世帯の資料としては総務省「国勢調査」を用いた。都市区分は「福祉行政報告例」に準じ、指定都市、中核市、市部（指定都市、中核市を除く）、郡部の4区分を基本とした。なお資料の制約上、東京都区部は市部に含まれている。人員数及び世帯数については同資料のデータが12か月の累計となっているため12で割り、1か月平均を算出し、都市区分ごとに合計した。ただし、函館市と下関市については平成17年10月に中核市となったため、6で割って1か月平均を求めることとした。資料の制約上、対象年度は平成17年度である。また、同資料でデータが得られないものについては、厚生労働省「被保護者全国一斉調査」を用いたが、分析時において最新のデータが平成16年であり、これを用いることとした。

3. 分析結果と考察

(1) 被保護実人員数及び被保護実世帯数

まず、被保護実人員数及び被保護実世帯数についてみていこう。表3-1は人口1000人当たり被保護実人員数及び主な扶助人員数を示したものである。人口1000人当たり被保護実人員数の値は保護率(%)を示



資料) 厚生労働省「福祉行政報告例」、総務省人口推計(各年10月1日現在)、全国市町村要覧
注) 生活保護の動向編集委員会「生活保護の動向」(平成19年版)より抜粋。

図1-1 市部・郡部の保護率の推移 (%)

している。指定都市の被保護実人員数は、人口1000人当たり19.4人であった。中核市では13.1人と指定都市よりも6.3人少ない。指定都市及び中核市を除いた市部においては9.8人となり、郡部では7.5人と、さらに少ない値を示していた。指定都市の被保護実人員数は郡部の2.6倍にもなっており、都市区分が上がるほど人口1000人当たり被保護実人員数が多いことがわかる*¹。主な扶助別に見てみよう。生活扶助は指定都市で人口1000人当たり17.6人、中核市で11.9人、市部で8.8人、郡部で6.5人と生活保護全体の被保護実人員数と同様の傾向を示していることがわかる。住宅扶助については、指定都市が17.0人、中核市が10.9人、市部が7.9人、郡部が4.6人という値となっており、特に郡部が小さい値を示している。指定都市の値は郡部の約3.7倍にもなっていた。また、介護扶助においては、指定都市が2.0人、中核市が1.4人、市部が1.1人、郡部が1.1人であった。指定都市の値が郡部の1.8倍と、他の扶助に比べてその差が小さいことがわかる。いずれの扶助についても、都市区分が上がるほど人口1000人当たり扶助人員数が多いことがわかるが、扶助の種類によって、やや特徴が異なっていることを示しているといえるだろう。そこでこれをもう少し詳しくみていくこととしよう。

表3-2は被保護実人員数に対する主な扶助人員数の比率を、被保護実人員数を100として示したものである。重複計上をした扶助人員数は、被保護実人員1人当たり平均何種類の扶助を受けているかを示していると考えられる。指定都市で280.3、中核市で277.6、市部で273.5、郡部で258.8と都市区分が下がるほど低い値を示しており、特に郡部でより低い値を示していることがわかる。住宅扶助をみると、指定都市で87.3、中核市で83.2、市部で80.0と80以上の値を示しているのに対し、郡部では61.3と他の区分に比して極めて低い値となっている。総務省「家計調査報告」(平成19年)による都市階級別持家率は大都市で57.4%、町村で87.9%と、階級が下がるにしたがって高くなっており、被保護世帯についても同様の傾向がみられることが推察される。このことが先の重複計上をした扶助人員数の差異に影響を与えているひとつの要因であると考えられよう。また介護扶助については指定都市で10.4、中核市で10.8、市部で11.1、郡部で14.1と他の扶助と異なり、郡部でその値が高くなっていることがわかる。医療扶助についても、指定都市で80.4、中核市で80.9、市部で82.2、郡部で86.2と、介護扶助と同じような傾向を示している。郡部では現物給付である医療扶助や介護扶助の単給が都市部に比べて多いのかも知れない。

次に世帯単位でみていこう。表3-3は1000世帯当たり被保護実世帯数及び主な扶助世帯数を示したもので、いわゆる世帯保護率(%)を示している。1000世帯当たり被保護実世帯数は、指定都市で32.6世帯、中核

市で23.2世帯、市部で18.3世帯、郡部で15.3世帯と、実人員数でみた場合と同様に、都市区分が上がるほど実世帯数が多い傾向にあるが、指定都市の実世帯数は郡部の2.1倍と、実人員数のそれよりもやや較差が小さくなっている。これは都市部と郡部の1世帯当たり世帯人員数の違いや世帯類型の違いによるものかもしれない。

主な扶助世帯数についてみよう。生活扶助は指定都市で28.9世帯、中核市で20.6世帯、市部で15.9世帯、郡部で12.7世帯となっており、都市区分が上がるほど世帯数が多くなっていることがわかる。住宅扶助については、指定都市で27.7世帯、中核市で19.0世帯、市部で14.3世帯、郡部で8.9世帯と、実人員でみたときよりはややその較差は小さいが、郡部が他に比して小さい値を示していることがわかる。介護扶助については指定都市で4.5世帯、中核市で3.5世帯、市部で2.8世帯、郡部で3.0世帯であった。実人員数でみた場合と同様に他の扶助に比してその差が小さいことわかるが、指定都市が郡部の1.5倍しかなく、その傾向はより強いものとなっている。

表3-4は被保護実世帯数に対する主な扶助世帯数の比率を、被保護実世帯数を100として示したものである。重複計上をした扶助世帯数は指定都市で286.3、中核市で287.5、市部で279.5郡部では262.9となっており、郡部でより小さな値を示していることがわかる。住宅扶助をみると、指定都市で85.1、中核市で81.6、市部で77.9となっているのに対し、郡部では57.8と他の区分に比して極めて低い値となっている。これについてもやはり実人員数でみたときと同じ傾向があることわかる。介護扶助についてみよう。指定都市で14.0、中核市で15.0、市部で15.0、郡部で19.4となっており、実人員でみた場合と同様に、郡部でその値が高くなっていることがわかる。またこの値は実人員でみた場合に比していずれの都市区分においても3.6~5.3%ポイントほど高い値を示していることが特徴的である。医療扶助についても、指定都市で87.4、中核市で89.8、市部で89.4、郡部で92.4と、介護扶助と同様、郡部においてその値がやや高くなっていることがわかる。

これらの結果より、生活保護及び各扶助において、人口1000人当たり被保護実人員、1000世帯当たり被保護実世帯数のいずれも、都市区分が上がるほどその値は大きくなることがわかったが、被保護実人員数や被保護実世帯数に対する各扶助の比率をみると、郡部では都市部に比べて、住宅扶助の比率が低い、介護扶助や医療扶助といった現物給付はより高い比率となっていることが明らかになった。このことは、生活に困窮した際に必要な援助の種類が都市部と郡部では異なることを示唆しているといえるだろう。これは、世帯類型の違いや世帯人員数の違いによるものである可能性が考えられるため、この点について分析を行ってい

表3-1 人口1000人当たり被保護実人員数及び主な扶助人員数（重複計上） 単位：人

	被保護実人員数	現に保護を受けた人員	扶助人員数	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	医療扶助
指定都市	19.4	19.4	54.5	17.6	17.0	1.9	2.0	15.6
中核市	13.1	13.1	36.5	11.9	10.9	1.3	1.4	10.6
市部	9.8	9.8	26.9	8.8	7.9	0.9	1.1	8.1
郡部	7.5	7.5	19.4	6.5	4.6	0.6	1.1	6.5
全国	11.6	11.5	31.7	10.3	9.3	1.1	1.3	9.5

資料：厚生労働省「福祉行政報告例」（平成17年度），総務省「国勢調査」（平成17年）

表3-2 被保護実人員数に対する主な扶助人員数の比率（重複計上）

	被保護実人員数	現に保護を受けた人員	扶助人員数	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	医療扶助
指定都市	100.0	99.9	280.3	90.5	87.3	9.6	10.4	80.4
中核市	100.0	99.8	277.6	90.4	83.2	10.1	10.8	80.9
市部	100.0	99.8	273.5	89.1	80.0	8.8	11.1	82.2
郡部	100.0	99.7	258.8	86.5	61.3	8.6	14.1	86.2
全国	100.0	99.8	274.8	89.5	80.9	9.2	11.1	81.9

資料：表3-1に同じ。

表3-3 1000世帯当たり被保護実世帯数及び主な扶助世帯数（重複計上） 単位：世帯

	被保護実世帯数	現に保護を受けた世帯	扶助世帯数	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	医療扶助
指定都市	32.6	32.5	93.3	28.9	27.7	2.8	4.5	28.5
中核市	23.2	23.2	66.7	20.6	19.0	2.2	3.5	20.9
市部	18.3	18.3	51.3	15.9	14.3	1.4	2.8	16.4
郡部	15.3	15.3	40.3	12.7	8.9	1.2	3.0	14.2
全国	21.2	21.2	59.7	18.5	16.7	1.8	3.2	18.9

資料：表3-1に同じ。

表3-4 被保護実世帯数に対する主な扶助世帯数の比率（重複計上）

	被保護実世帯数	現に保護を受けた世帯	扶助世帯数	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	医療扶助
指定都市	100.0	99.9	286.3	88.6	85.1	8.7	14.0	87.4
中核市	100.0	99.8	287.5	88.7	81.6	9.5	15.0	89.8
市部	100.0	99.8	279.5	86.8	77.9	7.8	15.0	89.4
郡部	100.0	99.8	262.9	82.9	57.8	7.6	19.4	92.4
全国	100.0	99.8	281.1	87.2	78.7	8.3	15.1	89.1

資料：表3-1に同じ。

こう。

（2）世帯類型及び世帯区分

世帯類型や世帯区分に着目しよう。ここでは資料として用いた厚生労働省「福祉行政報告例」の分類に基づき、世帯区分は、単身者世帯と2人以上の世帯の分類を指し、世帯類型は高齢者世帯、母子世帯、障害者世帯、傷病者世帯、その他の世帯の5分類を指している。

表3-5は世帯類型別現に保護を受けた世帯数の構成比率を示したものである。資料の制約上、市部と郡部の区分が可能でなく、やむを得ず指定都市、中核市、

都道府県（指定都市、中核市を除く。以下都道府県とする）の3区分で分析を行った。

いずれの都市区分においても構成比率は、その他の世帯を除くと、高いものから高齢者世帯、傷病者世帯、障害者世帯、母子世帯の順となっていた。高齢者世帯がいずれの都市区分においても最も大きい比率を占めているものの、中核市においては41.6%と、指定都市の43.4%及び都道府県の44.0%に比してやや小さい値を示している。また母子世帯については中核市が最も高く、10.4%で、次いで指定都市の9.5%、都道府県は他の都市区分に比してやや小さい値7.9%という値を示しているのが特徴である。

表3-6は世帯区分別現に保護を受けた世帯数の構成比率を示したものである。この表によるといずれの都市区分においても単身者世帯が70%以上の大きな比率を占めているが、指定都市の74.5%や都道府県の73.8%に比べて、中核市は71.8%と若干低い値となっていることがわかる。

単身者世帯が現に保護を受けた世帯の中で非常に大きい比率を示していることを踏まえ、表3-5の世帯類型別現に保護を受けた世帯数の構成比率を総数だけでなく、さらに世帯区分、つまり2人以上の世帯と単身者世帯に分けてみることにしよう。

表3-7は2人以上の世帯について世帯類型別に現に保護を受けた世帯の構成比率を示したものである。2人以上の世帯においては、総数でみた場合と異なり、いずれの都市区分においても最も高い構成比率を占めるのは、母子世帯で、指定都市では37.1%、中核市で36.7%となっている。都道府県ではやや低く、30.2%という値を示していた。総数でみた場合にいずれの都市区分でも40%以上の高い構成比率を示していた高齢者世帯は、都市区分のうち最も高い都道府県でも20.2%で、指定都市では17.9%、中核市で17.4%と総数でみた場合の2分の1以下の値を示していた。

表3-8は単身者世帯について世帯類型別に現に保護を受けた世帯の構成比率を示したものである。単身者世帯においては、高齢者世帯がいずれの都市区分においても50%を超える非常に高い比率を占めており、都市区分による大きな違いはみられなかった。

各世帯類型の世帯総数に占める現に保護を受けた世帯数の比率はどうなっているのだろうか。資料によって定義が異なるなどの制約があり、高齢者世帯や母子世帯については分析を行うことができなかったが、2人以上の世帯に比べ現に保護を受けた世帯数の構成比率の高かった単身者世帯についてみていくことにしよう。この単身者世帯全体に占める現に保護を受けた世帯数の比率を示したものが表3-9である。単身者世帯全体でみると、都市区分によって明らかな違いがみられる。指定都市では67.6%、中核市で56.1%、都道府県では30.1%となっており、都市区分が下がるにしたがって小さな値を示しているが、特に、都道府県で低い値を示している。また、表3-3で示したいわゆる世帯保護率と比較すると、指定都市及び中核市では、2倍以上の値を示しているが都道府県では2倍にははたっていないことがわかる。

次に高齢単身者世帯に限ってみてみよう。高齢単身者世帯全体に占める現に保護を受けた世帯数の比率は、指定都市では153.4%、中核市では110.6%、都道府県で59.0%となっており、いずれの都市区分でも単身者世帯全体でみた場合よりもさらに高い値を示していることがわかるが、都道府県と指定都市、中核市との差異が際立つ結果となっている。

これらのことが、表3-3でみた都市区分による世帯保護率の違いに影響を与えていると考えられるだろう。

大都市で高齢単身者世帯が被保護世帯となる率が高い理由として、世帯の労働力類型、他の世帯からの所得移転、公的年金の受給状況などが影響を与えている可能性があるが、資料の制約上分析が難しく、今後の課題としたい。

(3) 世帯の労働力類型

次に現に保護を受けた世帯を労働力類型別にみてみよう。

表3-10は世帯の労働力類型別に現に保護を受けた世帯数の構成比率を示したものである。これによると、働いている者のいない世帯がその大部分を占めているが、いずれの都市区分においても世帯主が働いている世帯であるにもかかわらず生活保護を受けている世帯も10%前後を占めていることがわかる。指定都市では世帯主が働いている世帯が10.8%、中核市では10.4%、都道府県で9.8%と、あまり大きな差とはいえないが、都市区分が上がるほど高い値を示している。またこれらの世帯のうち、常用勤労者は指定都市で8.5%、中核市で7.9%、都道府県で5.8%となっており、都道府県で常用勤労者の構成比が低い値を示していることがわかる。

さらに詳しく分析するために、世帯類型別にみてみよう。

資料の制約上、都市区分で分析することはできず、生活保護の保護基準の級地別に分析することとした。保護基準は生活様式、物価の違いなどによる生活水準の差に対応して、全国の市町村を6区分の級地（1級地-1・1級地-2・2級地-1・2級地-2・3級地-1・3級地-2）に分類したものである。おおむね、1級地は大都市及びその周辺市町、2級地は県庁所在地はじめとする中都市、3級地はその他の市町村となっている。ここでは、1級地計、2級地計、3級地計の3区分を用いて分析することとしよう。

世帯業態別被保護世帯数の構成比率を表3-11でみてみよう。先にみた被保護世帯のうち就労している世帯の占める比率についても、1級地計で12.6%、2級地計で11.3%、3級地計で10.5%となっており、級地が下がるほど小さい値を示している。また、1か月以上の雇用契約による常用雇用の比率は1級地計で9.2%、2級地計で7.8%、3級地計で4.1%と、3級地計で低い値を示しており、用いた資料において、対象とした世帯が現に保護を受けた世帯であるか被保護世帯であるかの違いや、分類が労働力類型別と世帯業態別の違いはあるが、表3-10と同様の傾向がみられるといいたいだろう。

表3-12及び表3-13は被保護世帯を高齢者世帯

表 3-5 世帯類型別現に保護を受けた世帯数の構成比率（総数） 単位：％

	総 数	高齢者世帯	母子世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他の世帯
指定都市	100.0	43.4	9.5	11.0	23.5	12.6
中核市	100.0	41.6	10.4	11.0	27.9	9.2
都道府県（指定都市、中核市を除く）	100.0	44.0	7.9	11.5	27.2	9.4
全 国	100.0	43.5	8.7	11.3	26.2	10.3

資料：表 3-1 に同じ。

表 3-6 世帯区分別現に保護を受けた世帯数の構成比率 単位：％

	総 数	単身者世帯	2人以上の世帯
指定都市	100.0	74.5	25.5
中核市	100.0	71.8	28.2
都道府県（指定都市、中核市を除く）	100.0	73.8	26.2
全 国	100.0	73.7	26.3

資料：表 3-1 に同じ。

表 3-7 世帯類型別現に保護を受けた世帯数の構成比率（2人以上の世帯） 単位：％

	総 数	高齢者世帯	母子世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他の世帯
指定都市	100.0	17.9	37.1	8.2	16.7	20.2
中核市	100.0	17.4	36.7	7.0	22.4	16.5
都道府県（指定都市、中核市を除く）	100.0	20.2	30.2	8.1	24.3	17.2
全 国	100.0	19.1	33.1	8.0	21.8	18.0

資料：表 3-1 に同じ。

表 3-8 世帯類型別現に保護を受けた世帯数の構成比率（単身者世帯） 単位：％

	総 数	高齢者世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他の世帯
指定都市	100.0	52.2	12.0	25.9	10.0
中核市	100.0	51.1	12.6	30.0	6.3
都道府県（指定都市、中核市を除く）	100.0	52.4	12.7	28.2	6.7
全 国	100.0	52.2	12.5	27.8	7.6

資料：表 3-1 に同じ。

表 3-9 単身者世帯総数に占める現に保護を受けた単身者世帯の比率 単位：％

	単身者世帯	高齢単身者世帯
指定都市	67.6	153.4
中核市	56.1	110.6
都道府県（指定都市、中核市を除く）	30.1	59.0
全 国	53.0	103.4

資料：表 3-1 に同じ。

表3-10 世帯の労働力類型別に保護を受けた世帯数の構成比率 単位：％

	総 数	世帯主が働いている世帯					世帯主は働いていないが世帯員が働いている世帯	働いている者のいない世帯
		総 数	常用勤労者	日雇労働者	内職者	その他の就業者		
指定都市	100.0	10.8	8.5	1.1	0.5	0.6	2.4	86.8
中核市	100.0	10.4	7.9	1.2	0.5	0.8	2.5	87.2
都道府県(指定都市, 中核市を除く)	100.0	9.8	5.8	1.7	0.7	1.6	2.4	87.8
全 国	100.0	10.1	6.9	1.5	0.6	1.2	2.4	87.4

資料：表3-1に同じ。

表3-11 世帯業態別被保護世帯数の構成比率（被保護世帯全体） 単位：％

		1級地計	2級地計	3級地計	総 数
総 数	総 数	100.0	100.0	100.0	100.0
	就 労	12.6	11.3	10.5	11.8
	自 営	0.2	0.3	1.9	0.6
	農 業	0.0	0.0	1.6	0.4
	農業外	0.2	0.3	0.3	0.2
	常 用	9.2	7.8	4.1	7.7
	期間の定めあり	8.6	7.4	3.7	7.2
	期間の定めなし	0.6	0.4	0.3	0.5
	日 雇	2.0	2.0	2.5	2.1
	内 職	0.6	0.6	1.1	0.7
	その他	0.7	0.7	1.0	0.7
	不就労	87.4	88.7	89.5	88.2

資料：厚生労働省「被保護者全国一斉調査」（平成16年）

表3-12 世帯業態別被保護世帯数の構成比率（高齢者世帯） 単位：％

		1級地計	2級地計	3級地計	総 数
高齢者世帯	総 数	100.0	100.0	100.0	100.0
	就 労	3.2	2.7	4.7	3.4
	自 営	0.2	0.2	2.4	0.7
	農 業	0.0	0.0	2.2	0.5
	農業外	0.2	0.2	0.2	0.2
	常 用	1.7	1.3	0.7	1.4
	期間の定めあり	1.5	1.3	0.6	1.3
	期間の定めなし	0.2	0.1	0.0	0.1
	日 雇	0.7	0.6	0.7	0.7
	内 職	0.3	0.4	0.5	0.4
	その他	0.3	0.2	0.4	0.3
	不就労	96.8	97.3	95.3	96.6

資料：表3-11に同じ。

表3-13 世帯業態別被保護世帯数の構成比率（総数－高齢者世帯） 単位：％

	1級地計	2級地計	3級地計	総数
総数－高齢者世帯 総数	100.0	100.0	100.0	100.0
就労	21.1	19.0	16.3	19.6
自営	0.2	0.4	1.4	0.5
農業	0.0	0.0	1.0	0.2
農業外	0.2	0.3	0.3	0.2
常用	15.9	13.5	7.5	13.5
期間の定めあり	14.9	12.8	6.8	12.7
期間の定めなし	1.0	0.7	0.6	0.9
日雇	3.1	3.2	4.2	3.4
内職	0.8	0.9	1.8	1.0
その他	1.0	1.1	1.5	1.1
不就労	78.9	81.0	83.7	80.4

資料：表3-11に同じ。

表3-14 世帯業態別被保護世帯数の構成比率（母子世帯） 単位：％

	1級地計	2級地計	3級地計	総数
母子世帯 総数	100.0	100.0	100.0	100.0
就労	51.1	46.6	39.2	48.2
自営	0.3	0.4	0.0	0.3
農業	0.0	0.0	0.0	0.0
農業外	0.3	0.4	0.0	0.3
常用	44.2	38.3	25.3	39.9
期間の定めあり	41.6	36.0	23.4	37.4
期間の定めなし	2.6	2.3	1.9	2.4
日雇	5.1	6.1	10.2	6.1
内職	1.1	1.4	3.2	1.5
その他	0.5	0.3	0.6	0.4
不就労	48.9	53.4	60.8	51.8

資料：表3-11に同じ。

表3-15 理由別被保護世帯数の構成比率（母子世帯） 単位：％

	1級地計	2級地計	3級地計	総数
母子（総数）世帯	100.0	100.0	100.0	100.0
母子（死別）世帯	3.5	3.3	5.0	3.7
母子（離別）世帯	86.0	87.4	84.8	86.2
母子（その他）世帯	10.5	9.3	10.2	10.2

資料：表3-11に同じ。

と、それ以外の世帯とに分けて世帯業態別被保護世帯数の構成比率をみたものである。

高齢者世帯においてはいずれの級地においても就労している世帯は少ないことがわかる。1級地計で3.2%、2級地計で2.7%、3級地計で4.7%と、3級地計でやや高い値を示しているが、これは農業を含む自営の多さに起因している。常用雇用をみると1級地計で1.7%、2級地計で1.3%、3級地計で0.7%と級地が下がるほど低い値を示していることがわかる。

総数から高齢者世帯を除いた世帯においては、就労している世帯の比率は1級地計で21.1%、2級地計で19.0%、3級地計で16.3%となっていた。常用雇用についてみると、1級地計で15.9%、2級地計で13.5%、3級地計で7.5%と、級地が下がるほど値が低くなっていることがわかる。また、そのほとんどが期間の定めのある雇用であった。この傾向は総数でみた場合よりも明確なものとなっている。このことより、都市部においては常用雇用として就労しているが、その多くは期間

の定めのある雇用であり、その結果生活に困窮するという、従来あまり多くみられなかったような生活保護受給のパターンの増加傾向が現れてきているともできる。

次に2人以上の世帯において高い構成比を示していた母子世帯についてみていこう。

表3-14は母子世帯の世帯業態別に被保護世帯数の構成比率を示したものである。

母子世帯で就労している世帯の比率は、1級地計で51.1%、2級地計で46.6%、3級地計で39.2%と、いずれの級地においても、先にみた総数から高齢者世帯を除いた世帯に比して非常に高い値を示していることがわかるが、級地が下がるほど就労している世帯の比率が低くなっており、1級地計と3級地計との差は12%ポイント近くもあることがわかる。常用雇用の構成比率をみると1級地計で44.2%、2級地計で38.3%、3級地計で25.3%となっており、特に3級地計でその比率が極めて低くなっている。3級地計では、日雇が10.2%、内職が3.2%と他の区分より高い値を示していることも特徴的であるといえよう。また常用雇用においてもその多くが期間の定めがあるもので、期間の定めがない常用雇用はいずれの級地においても非常に低い比率となっている。このことより、母子世帯は都市部においては常用雇用として就労しているものは多いものの、その多くは期間の定めのある雇用であり、安定した就労機会となっておらず、生活の困窮にいたっており、郡部では常用雇用として就労する機会すら少なく、より不安定な日雇や内職として就労している世帯の比率も少なくないといえる。期間の定めのある常用雇用、日雇、内職は、程度の差はあるにせよ、いずれにおいても賃金が低いことが推察される。

ここでは表に示していないが、これを母子世帯となった理由により、死別、離別、その他の3つに区分したものをみても同様の傾向がみられることがわかる。

最後に母子世帯の理由別被保護世帯数の構成比率を表3-15を用いてみていこう。離別世帯が占める比率は、1級地計では86.0%、2級地計では87.4%、3級地計では84.8%と、いずれの級地においても非常に大きな比率を示している。死別世帯は3%台であった。厚生労働省「全国母子世帯等調査」(平成15年度)によれば、理由別母子世帯の構成は、死別12.0%、離婚79.9%である。このことと比較すると、被保護世帯において離別世帯の比率が高くなっていることがわかる。これは死別世帯には遺族年金の受給や生命保険その他の理由によって、ある程度の経済的基盤が得られる場合が多いのに対して、離別世帯では慰謝料や養育費の支払われている比率の低さも加わって、生活に困窮することが多いのではないと思われる。今後離婚率の上昇とともに、生活に困窮し生活保護受給にいたる世帯が

増加する可能性があるといえるだろう。

4. おわりに

以上、都市区分別に生活保護の実態をみてきた。

今回の分析でわかったことをまとめておこう。保護率、世帯保護率ともに大都市ほど高い値を示していた。さらに世帯区分、世帯類型別に把握しなおしたところ、都市部においては高齢単身者世帯において保護率が高く、このことが都市区分別にみた保護率、世帯保護率の高低に影響を与えている一因ではないかと推察される。

また、都市区分ごとに必要とされている扶助の種類も異なることがわかった。都市部においては郡部よりも持家率が低く、住宅扶助を受給している世帯割合が高く、郡部では医療扶助や介護扶助など単給もできる現物給付を受給している世帯の割合が高いことがわかった。

都市区分に加えて世帯業態別、世帯類型別に分析したところ、高齢者世帯においては都市区分にかかわりなく、就労していない世帯の割合が高いことがわかった。資料の制約上分析を行うことが出来なかったが、このことが受給期間の長期化をもたらしている一因であると推察されよう。また総数から高齢者世帯を除いた世帯でみると、常用雇用として働いているにもかかわらず、その多くは期間の定めのある雇用であり、その結果生活に困窮するという、これまでそれほど多く生活保護の対象となつてこなかった受給パターンの増加傾向が、特に都市部においてみられるようになってきたと読み取ることもできる結果となった。母子世帯においては、この傾向がさらに顕著にみられた。母子世帯では都市部においては常用雇用として就労しているものは多いものの、その多くは期間の定めのある雇用であり、安定した就労機会となっておらず、生活の困窮にいたっており、郡部では常用雇用として就労する機会すら少なく、より不安定な日雇や内職として就労している世帯の比率も少なくないといえる。

現在、政府は「福祉から雇用へ」推進5カ年計画』のなかで、生活保護者についても就労支援事業を行っているところであるが、これらの地域や世帯の特性などを十分に考慮したきめ細やかな支援が必要であるといえるだろう。

注

- *1 本稿では都市の分類について、階級ではなく区分という用語を用いた。これは都市階級には、政府統計においてよく知られた定義が別であり、これと混同しないようにするためである。なお、区分に対し「上がる」・「下がる」という表現はあまり適切であるとはいえないが、便宜上このような語句を用いることとした。

引用文献

- 1) 城戸喜子 (2005), 生活保護制度の改革, 城戸喜子, 駒村康平編著『社会保障の新たな制度設計－セーフティ・ネットからスプリングボードへ』, 慶應義塾大学出版会, pp.275-296
- 2) 小淵高志 (2004), 近年の生活保護受給者増加傾向に関する比較分析－世帯類型の時系列的変化に着目して－, 国民生活研究, Vol.43, No.4, pp.1-19

(2008年9月17日受理)